

太田市福祉事務所養護老人ホーム入所判定委員会設置・運営要綱

(設置)

第1条 養護老人ホームの入所措置の適正な処理を図るため、太田市福祉事務所養護老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、福祉事務所長及び養護老人ホームの諮問に応じ、次の事項の審査を行う。

- (1) 養護老人ホームの入所措置の要否の判定
- (2) 養護老人ホーム入所者のうち、入所要件非適合者の判定

(組織)

第3条 委員会は、委員5人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、福祉事務所長が委嘱する。

- (1) 市福祉事務所 副所長
- (2) 市老人福祉担当者
- (3) 県老人福祉担当者
- (4) 医師
- (5) 老人福祉施設長

3 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(持ち回り審査等)

第6条 会長は、委員会の会議を招集するいとまがないと認めるときは、委員会の会議に付議すべき事案（以下「事案」という。）について持ち回りにより審査させることができる。

(事案の説明等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を委員会に出席させ、事案について説明させ意見を述べさせることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。